

大垣市と企業等との連携協定に関する手引き



令和 6 年 2 月

大 垣 市

目 次

1	目 的	1
2	連携協定の基本的事項	2
(1)	定 義	2
(2)	要 件	3
(3)	決 定	4
(4)	有効期間	4
(5)	検 証	4
(6)	解 除	4
3	連携協定の流れ	5
(1)	包括連携協定	5
①	連携協定の締結	5
②	連携事業の実施・検証・新規提案	6
③	フロー図	6
(2)	個別連携協定	7
①	連携協定の締結	7
②	連携事業の実施・検証・新規提案	7
③	フロー図	8
4	参 考	9
(1)	各種様式	9
(2)	協定書（例）	13

1 目 的

人口減少・少子高齢化の進行や激甚化・頻発化する自然災害など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした時代の変化に的確に対応するため、本市では、本市の総合計画にあたる「大垣市未来ビジョン」（2018年度～2047年度。以下、「未来ビジョン」という。）において、未来都市像を「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」と定め、DX（デジタルトランスフォーメーション）やカーボンニュートラル（脱炭素）、SDGs（持続可能な開発目標）など、新たな考え方を積極的に取り入れながら、未来都市像の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

一方、地域課題や市民ニーズが複雑化・多様化しており、未来都市像の実現に向けては、本市のみならず、市民・企業・団体等の多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かしながら、「共創」の精神をもって、まちづくりに積極的な関わりを持つことが必要となっています。

こうした中、連携協定に基づく取り組みは、企業等の知識や技術などを活用することで、本市単独で実施するよりも、効果的かつ効率的な市民サービスの提供につながり、「共創」によるまちづくりを進める上で、大変有効な手段であると考えます。

本市と連携協定を結んだ企業等が、相互に発展しながら、連携協定に基づく取り組みを進めることで、着実にその成果が実るよう、本市における連携協定の考え方や手続き等を整理するため、本手引きを定めるものです。

【連携協定のイメージ図】



2 連携協定の基本的事項

(1) 定 義

連携協定とは、本市と企業等が、市の抱える課題等の解決に向け、相互に協力していく意思表示を行い、共創の下、取り組みを進めていくために締結するものです。

連携協定には、「包括連携協定」と「個別連携協定」との2種類があり、協定内容を所管する所属が企業等との窓口となり、その事務にあたります。

種 別	概 要	市窓口担当
包括連携協定	<u>多岐にわたる分野</u> において、 <u>包括的に相互協力した取り組みを行うための協定</u>	企画部地域創生戦略課 ※ 原則、担当課が複数にまたがる場合
個別連携協定	<u>個別の分野</u> で <u>具体的な事業を行うための協定</u> (例) 災害時相互応援協定	担当課

参 考

「協定」という用語は、2以上の当事者が一定の事項について合意することを意味し、「契約」の一形態と考えられるが、厳密な定義はなく、様々なレベルで使用されている。

分 類	内 容	例
① 国際法上の協定	条約の一形態としての国家間の合意	日米地位協定
② 法令に基づく協定	「協定」として締結するものとして、法令の定めに基づく合意	建築協定、労使協定
③ 任意の協定	①・②以外の当事者間の合意	災害時相互応援協定

上表「③ 任意の協定」のうち、市が当事者となる協定は、協定に含まれる内容から、さらに以下のように分類できる。

分 類	内 容	
理念協定	具体的な履行義務はなく、友好関係、協力体制等を確認するもの。	
連携協定	無償型	将来又は直ちに発生が予想される事象や具体的な事業等について、市が相手方から役務、人員等の提供を受けることを合意するもの。
	有償型	将来又は直ちに発生が予想される事象や具体的な事業等について、市と相手方が相互に役務、人員等の提供を行い、対価として金銭を支払い、又は収受することを合意するもの。

(2) 要 件

連携協定を締結するにあたり、必要な要件は次のとおりとします。

① 対 象

1) 企 業 等

事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体（国・地方公共団体を除く）であって、次のいずれにも該当するものとします。

- ・ 市との連絡調整を密にしながら、連携事業を推進できること
- ・ 連携協定の必要性を理解し、賛同していること
- ・ 地域課題等の解決に向けて、市と共創しながら取り組む意欲があること
- ・ 市税等を完納していること
- ・ 法令等に違反する行為（これに類する行為含む）を行っていないこと
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業（これに類する営業含む）を行っていないこと
- ・ 暴力団や暴力団員と関係を有していないこと
- ・ その他連携協定の対象として市長がふさわしいと認めるものであること

2) 連携事業

地域課題の解決や市民サービスの向上、地域の活性化を図るため、市と連携・協働して実施する取り組みであり、次のいずれにも該当するものとします。

- ・ 未来ビジョンの未来のピース（6つ）に掲げる分野（包括連携協定の場合は2つ以上）に該当すること
- ・ 新規の取り組みであること（市の既存の取り組みにおける拡充を含む）
- ・ 企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものではないこと
- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするものではないこと
- ・ 企業等への利益誘導又は人権侵害のおそれ（これに類するものを含む）がないこと
- ・ その他連携協定の対象として市長がふさわしいと認めるものであること

② 費用負担

協定書には、市の費用負担の発生の有無にかかわらず、費用負担の項目を必ず規定することとします。

なお、原則、市に費用負担は発生しないものとします。ただし、災害時における連携などで、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する随意契約事由に該当する（ことが明らかである）場合は、この限りではありません。

その際、協定書において市と企業等との費用の負担区分を明記することとします。

(3) 決 定

企業等から連携協定に関する提案をいただいた場合、市窓口担当が中心となり、提案内容について、庁内調整（連携事業実施の可能性調査など）を経て、連携協定締結の可否を判断します。

なお、「(2) 要 件」を満たさないことはもとより、連携協定の内容と市のまちづくりの方向性が合致しないと判断された場合は、締結を見送ることがあります。

(4) 有効期間

連携協定の有効期間は、締結の日から3年間とします。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、市又は企業等から更新しない旨の申し出がない場合には、同一の条件をもって1年間更新（自動更新）するものとします。

※ 市又は企業等に特別の事情がある場合は、有効期間を別途定めます。

(5) 検 証

毎年度1回、市と企業等の間で定例会議を開催し、前年度の連携事業に対する評価や改善点などについて、検証を実施します。

※ 原則、災害時における連携協定は除きます。

(6) 解 除

次の条件に合致した場合、連携協定を解除することができるものとします。

- ・ 2年以上実績がなく（災害時における連携協定は除く）、かつ、将来的にも連携の可能性が低いと判断される場合
- ・ 「(2) 要 件」を満たさなくなった場合

3 連携協定の流れ

(1) 包括連携協定

① 連携協定の締結

1) 提案・確認・協議

企業等は2の「(2) 要件」等を確認した上で、市企画部地域創生戦略課（以下、「地域創生戦略課」という。）に対し、別紙（様式1）の提出をもって、連携協定締結の提案を申し出ます。

地域創生戦略課では、別紙（様式1）に基づき、2の「(2) 要件」等に合致しているかなど、提案内容の確認（※）を行います。

提案内容の確認後、別紙（様式1）を受付、地域創生戦略課と企業等で、連携を希望する分野の協議を実施します。

※ 2の「(2) 要件」等に合致しないと判断した場合は、この段階でお断りさせていただきます。

2) 連携事業の庁内調整

地域創生戦略課から庁内に対し、3の(1)の①の「1) 提案・確認・協議」に基づく連携事業実施の可能性とその他の連携を希望する事業の調査を実施します。

3) 担当課と企業等による協議

3の(1)の①の「2) 連携事業の庁内調整」の調査結果を踏まえ、連携事業の可能性について、担当課とともに、企業等と詳細な確認・協議を実施します。

4) 連携協定締結の可否の回答

これまでの協議結果を踏まえ、連携協定締結に係る最終の市内部協議を実施し、連携協定締結の可否について、別紙（様式2）により企業等に回答します。

5) 連携協定の締結

別紙（様式2）により、連携協定締結が可能と判断された場合、協定書の内容を十分協議し、連携協定を締結します。

② 連携事業の実施・検証・新規提案

1) 実 施

連携協定に基づき、市と企業等との間で、詳細な協議を経て、連携事業を実施します。

2) 検 証

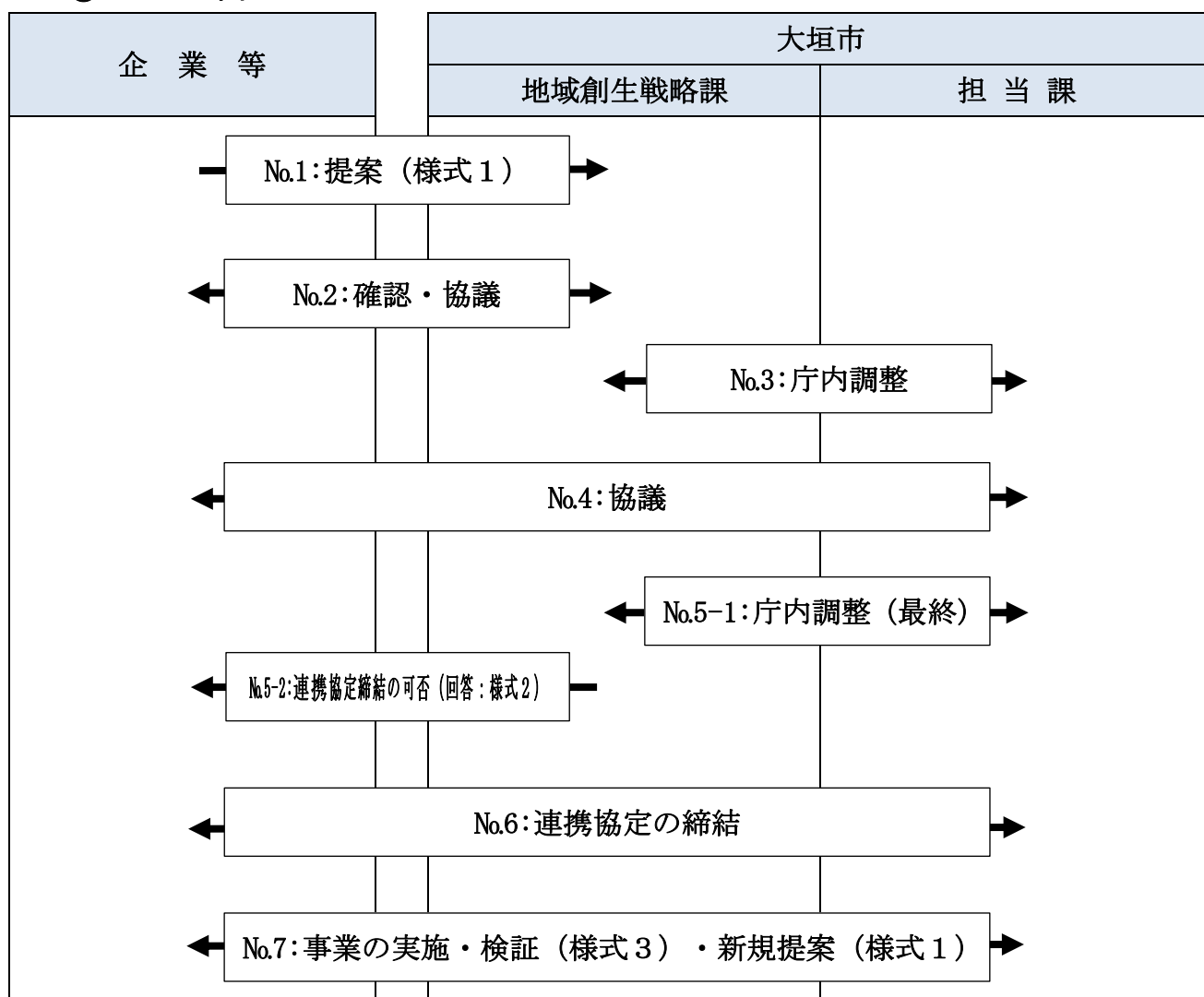
毎年度1回、市と企業等の間で定例会議を開催し、前年度の連携事業に対する評価や改善点などについて、別紙（様式3）等を用いて、検証を実施します。

※ 原則、災害時における連携協定は除きます。

3) 新規提案

連携協定に基づく新規提案の連携事業がある場合は、事前に、地域創生戦略課へ連絡の上、原則、定例会議にて、別紙（様式1）を用い提案します。

③ フロー図



(2) 個別連携協定

① 連携協定の締結

1) 提案・確認・協議

企業等は2の「(2) 要件」等を確認した上で、提案内容を所管する担当課に対し、別紙（様式1）の提出をもって、連携協定締結の提案を申し出ます。

担当課では、別紙（様式1）に基づき、2の「(2) 要件」等に合致しているかなど、提案内容の確認（※）を行います。

提案内容の確認後、別紙（様式1）を受付、担当課と企業等で、連携を希望する分野や連携事業の可能性について、協議を実施します。

※ 2の「(2) 要件」等に合致しないと判断した場合は、この段階でお断りさせていただきます。

2) 連携協定締結の可否の回答

これまでの協議結果を踏まえ、連携協定締結に係る最終の市内部協議を実施し、連携協定締結の可否について、別紙（様式2）により企業等に回答します。

3) 連携協定の締結

別紙（様式2）により、連携協定締結が可能と判断された場合、協定書の内容を十分協議し、連携協定を締結します。

② 連携事業の実施・検証・新規提案

1) 実 施

連携協定に基づき、市と企業等との間で、詳細な協議を経て、連携事業を実施します。

2) 検 証

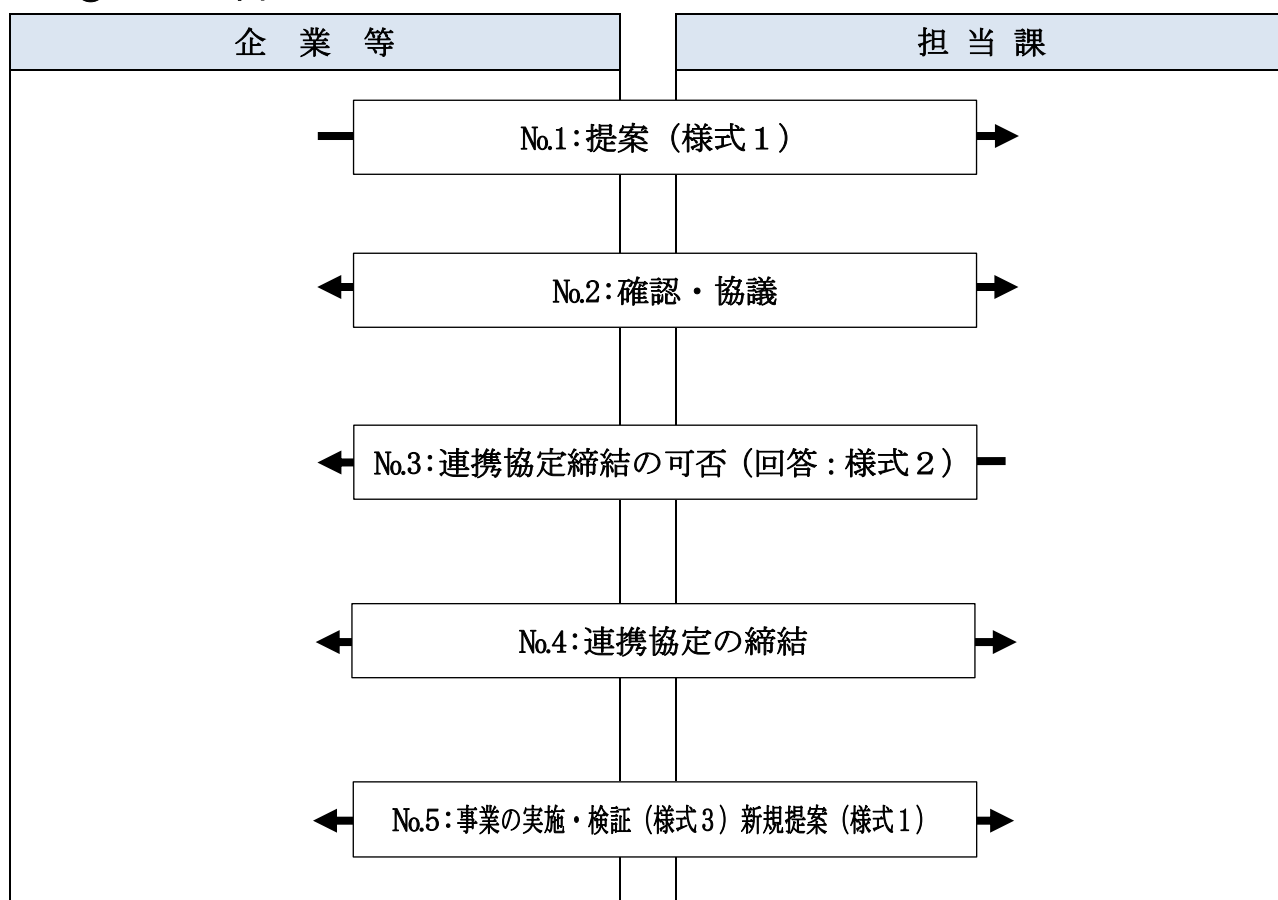
毎年度1回、市と企業等の間で定例会議を開催し、前年度の連携事業に対する評価や改善点などについて、別紙（様式3）等を用いて、検証を実施します。

※ 原則、災害時における連携協定は除きます。

3) 新規提案

連携協定に基づく新規提案の連携事業がある場合は、事前に、担当課へ連絡の上、原則、定例会議にて、別紙（様式1）を用い提案します。

③ フロー図



4 参 考

(1) 各種様式

① 様式 1 : 連携協定に関する提案書

(様式 1)

●●年●●月●●日

大垣市長 様

所 在 地 :

企業等名称 :

代表者氏名 :

連 携 協 定 に 関 す る 提 案 書

連携協定に係る連携事項及び連携事業について、次のとおり提案します。

連携協定の種別 該当に☑	☐ 包括連携協定		☐ 個別連携協定	
連携事項	1	××に関すること	2	××に関すること
	3	××に関すること	4	××に関すること
分 野 該当に☑ ※ 包括連携協定の 場合、必ず2つ以上 選択すること	未来のピース 1 みんなが住みやすいまち（都市基盤）			
	☐	土地利用・都市空間	☐	住 生 活
	☐	景観・公園・緑化	☐	水道・下水道
	☐	総合交通・道路	☐	移住・定住
	☐	スマートシティ		
	未来のピース 2 みんなが元気なまち（産業振興）			
	☐	産 業	☐	商 業
	☐	農 業	☐	森林・林業
	☐	観 光	☐	労 働
	未来のピース 3 みんなが安心するまち（生活環境）			
	☐	治 水	☐	防 災
	☐	消防・救急	☐	生活安全
	☐	生活環境	☐	脱 炭 素
	未来のピース 4 みんながあったかいまち（健康・福祉・人権）			
	☐	健 康	☐	医 療
	☐	地域福祉	☐	障がい者（児）福祉
	☐	高齢者福祉	☐	社会保険
	☐	人 権	☐ 男女共同参画・多文化共生	
未来のピース 5 みんなが成長するまち（人づくり）				
☐	子育て支援	☐	青少年健全育成	
☐	学校教育	☐	生涯学習	
☐	生涯スポーツ	☐	文化振興	
未来のピース 6 みんなが主役のまち（市民協働）				
☐	市民協働	☐	行政経営	

連携事業 ※ 「市費用負担」は該当に☑ ※ 原則「市費用負担」はないものと考えておりますが、発生可能性がある場合「あり」に☑願います。	連携事項	××に関すること	
	事業名		
	取組概要		
	市費用負担	☐ なし	☐ あり
	連携事項	××に関すること	
	事業名		
	取組概要		
	市費用負担	☐ なし	☐ あり
	連携事項	××に関すること	
	事業名		
	取組概要		
	市費用負担	☐ なし	☐ あり
連携により期待される効果			
他自治体との協定の締結状況 ※ 主要3つまで	自治体名	取組実績	
企業等の要件該当に☑ ※ 国・地方公共団体除く	☐ 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体です ☐ 市との連絡調整を密にしながら、連携事業を推進します ☐ 連携協定の必要性を理解し、賛同しています ☐ 地域課題等の解決に向けて、市と共創しながら取り組む意欲があります ☐ 市税等を完納しています ☐ 法令等に違反する行為（これに類する行為含む）は行っていません ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業（これに類する営業含む）は行っていません ☐ 暴力団や暴力団員と関係を有していません		
連絡先	部署名		
	担当者氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

※ 別紙企画書等の添付も可。

② 様式 2：連携協定の締結の可否（回答）

(様式 2)

■■年■■月■■日

企業等 様

大垣市長

連携協定の締結の可否（回答）

■■年■■月■■日にてご提出いただきました、連携協定に関する提案書（▲▲年▲▲月▲▲日付＜＜課・室名＞＞受付第■■号）について、協議の結果を踏まえ、次のとおり、回答します。

1 連携協定の締結の可否

可 or 否

<「否」の場合の理由>

〇〇のため。

2 連携事業の実施の可否

No.	事業名	連携の可否	理 由
1		可or否	
2			
3			
4			

【問い合わせ先】

大垣市＜＜部局課（室）名＞＞

担当者氏名：■■

電話番号：0584-81-4111（内線■■）

③ 様式 3 : 連携事業の実績報告書

(様式 3)

■■年■■月■■日

大垣市長 様

所 在 地 :

企業等名称 :

代表者氏名 :

連 携 事 業 の 実 績 報 告 書

No.	事 業 名	実績内容
1		
2		
3		
4		
連絡先	部 署 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	

(2) 協定書（例）

① 包括連携協定

大垣市と●●との包括連携に関する協定書（例）

大垣市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、相互に連携することで、地域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、協働による事業を推進することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

(1) ○○に関する事

(2) ××に関する事

(3) △△に関する事

(4) □□に関する事

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な連携内容について協議を行い、効果的に実施するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づいて行う業務については、原則、甲の費用負担はないものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和▲▲年▲▲月▲▲日

甲 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市 市長

乙 ●●●●●●●●●●●●●●
●●●● ●● ●●●●

② 個別連携協定

※ 本例は、原則、協定書に定めるべき項目及び内容を示したものです。個々の事案に応じて、双方で十分協議の上、加筆等してください。

◆◆に関する協定書（例）

大垣市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、◆◆に関し、次のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携と協力関係を築き、～～することを目的とする。

（連携事項及び連携事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

(1) ○○に関する事

(2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な連携内容について協議を行い、効果的に実施するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（費用負担）

市費用負担「なし」の場合

第5条 本協定に基づいて行う業務については、原則、甲の費用負担はないものとする。

市費用負担「あり」の場合

第5条 本協定に基づいて行う業務について、契約等の規定を順守することを前提とし、
甲は◆◆の実施に要する××の経費を支払うこととする。

2 前項の規定により甲が支払う経費を除き、◆◆の実施に要した経費は乙の負担とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、
甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和▲▲年▲▲月▲▲日

甲 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市 市長

乙 ●●●●●●●●●●●●●●
●●●● ●● ●●●●

大垣市と企業等との連携協定に関する手引き

令和6年2月 発行

発行 大垣市

編集 企画部地域創生戦略課

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電話 (0584) 81-4111 (代表)